

(様式1)

高 教 総 ー 4 3 5

平成29年 7月12日

文部科学大臣 殿

宮崎県児湯郡高鍋町長

黒 木 敏 之

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

高鍋町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度

(担当)

高鍋町教育委員会教育総務課

住所：宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8335番地

TEL：0983-23-0315

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

高鍋町内にある小学校2校と中学校2校は、いずれも災害時に原則開設する避難所として指定されているが、施設の耐震化は100%になっているものの、外壁の剥落等の建築非構造部材の耐震性に難を抱えている施設が存在する。したがって、早急な改修工事を実施し、日常的な子ども達の安全確保及び災害時の避難所としての機能充実を図ることとする。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

屋内運動場外壁の剥落防止のために、建築非構造部材の耐震化工事を行う。このことにより、指定避難所としての防災機能の強化を図る。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

建設後40年以上経過したトイレは、建具の老朽化や配管の漏水、悪臭が発生し、教育環境として好ましくない状態であることから、トイレの全面改修を行い、教育環境の充実を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		2 校
中学校		2 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	2 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	4 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	平成30年12月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>改修実績を町広報誌やホームページにて公表し、パブリックコメント等で意見を募集する。</p>
--